

『食文化あふれる国・日本』プロジェクト

令和3年度予算額（案） 149百万円
（前年度予算額） 45百万円

- 我が国には、豊かな自然風土と精神性、歴史に根差した、世界に誇る多様な食文化が存在。平成25年12月にはユネスコ無形文化遺産に「和食」が登録され、平成29年6月に改正された「文化芸術基本法」では、「食文化」の振興を図ることが明記。
- 一方、地方の過疎化や生活様式・嗜好の変化等により、食文化は急激に変容しており、その継承・振興は喫緊の課題。
- このため、特色ある食文化の継承・振興に取り組むモデル事例を形成するとともに、文化財指定等に向けた調査研究等を推進し、食文化の継承・振興と、それによる地域の活力向上を図る。

普及啓発等 113百万円

1. 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業

特色ある食文化の継承・振興に取り組むモデル地域等に対し、その文化的価値を伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を支援（ストーリー構築等調査、文化財指定等に向けた報告書作成、体験や学びの提供、食文化継承・発信の担い手育成等）し、モデル事例を形成。

【実施主体】 地方自治体、協議会、民間団体等 【補助率】 定額

2. 食文化機運醸成事業

機運醸成の核となる食文化の担い手や研究者のシンポジウム開催、文化や食のイベント等との連携、オンラインによる情報発信により、国民の食文化への理解を深める。

【実施主体】 民間団体等（委託）

調査研究 36百万円

- ・文化財指定等に向けた国内外の食文化の現況調査
- ・食文化研究のプラットフォーム（食文化センター）に必要な機能の調査・検討
- ・食文化インバウンド促進のための動向調査

【実施主体】 民間団体等（委託）

地方の過疎化、生活様式・嗜好の変化（共働き、中食・外食の増加など）

食文化“消失”の危機

①食文化の地域や家庭での継承が困難

「子どもたちや外国の人に食文化を伝えている国民の割合」 40.7% (2018)⁽¹⁾
「郷土に伝わる料理を受け継ぐ意識」 14.1% (2015)⁽²⁾
「郷土料理を作る割合（Y県事例）（2019）」
郷土料理 A 20～30代：13%（60～80代：63%）
郷土料理 B 50代以下：ほとんどなし（60～80代：26%）⁽³⁾

②伝統的な「わざ」の継承も課題

「料亭（日本料理の「わざ」の伝承の場）の減少」 過去30年間で▲93%

食文化の継承は
喫緊の課題！

必要な施策

○地方自治体等による継承・振興活動、調査研究の促進

○食文化への国民理解

○食文化教育の充実

○文化財保護法に基づく保護措置等
・指定等に必要な調査研究、枠組み整備
・地方自治体等の記録を活用した制度の検討

施策の効果

食文化の担い手を拡大し、多様な食文化を継承・振興・発信

食はインバウンドの重要コンテンツ

「訪日外国人が期待すること」
一位：日本食を食べること（69.7%）⁽⁴⁾

インバウンド誘致、地域・産業の活性化

経済的価値の向上を、文化の継承・振興に生かす

「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業の概要

- 特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対し、調査研究による文化的価値の明確化や文化的背景を分かりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等を支援し、モデル事例を形成。

食文化の継承・振興に向けた課題

自然や歴史の反映された食文化は我が国の文化遺産。

- しかしながら、国・地方を通じて食文化の文化財指定は進んでおらず、その文化的価値が不明確。
- 一方、コロナにより食文化を支える地域・食産業が打撃。

事業内容

通常国会で審議予定の文化財保護法の一部改正法案（食文化等の保存・活用に資する無形の文化財の登録制度の創設等）を踏まえ、その活用を図るため、モデル事例を形成。

○実施主体

特色ある食文化や伝統的なわざの継承・振興に取り組む地方公共団体、協議会、民間団体等

○補助率

定額

○補助対象となる取組

【調査研究（文化的価値の明確化）】

- ・ 有識者検討会の開催
- ・ 文献調査、実地調査
- ・ 報告書・記録動画等の作成

※ 国及び自治体による文化財登録等に資する調査研究が対象

○主な要件

調査研究の結果を報告書に取りまとめるとともに、食文化の文化的背景を分かりやすく伝える「食文化ストーリー」を作成

【保護継承】

- ・ シンポジウム等の開催
- ・ 食文化教育・体験の実施
- ・ 継承団体の育成
- ・ 食文化振興に取り組む者の顕彰

【発信等】

- ・ 食文化の文化的背景を伝える食文化ストーリーの構築・発信等
- ・ 食関連施設等を活用した食文化の発信・体験 等

【事例① 西阿波地域の雑穀食】

【食文化の特徴】

急傾斜地で水利も悪い自然条件を背景に、そば米がゆ、きび・ひえ料理などの雑穀料理が伝統的に食されている。

※ 雑穀食は、かつては全国で見られたが、広域で継承されているのは全国的にも稀有



【事例② 京懐石の技と習俗】

【食文化の特徴】

本膳料理・懐石料理に源を有するとされる伝統的な料理。創意工夫により季節感等を表現する調理技術にとどまらず、器・しつらいや接客を含めたおもてなし文化として海外からも評価。

成果

無形の文化財の登録制度の普及

食文化の継承・住民の誇りの醸成

食文化を活かした観光等による地域活性化

地域の郷土食や伝統的な食品加工技術などの「食文化」について、文化財制度に基づく保護を進めていきます。

1. 文化財制度とは

建造物、絵画、芸能や工芸技術のような「わざ」、伝統的な祭り、歴史的な集落、町並みなどの「文化財」について、国や地方自治体が指定・登録等を行い、保護（保存及び活用）を図るものです。



2. 食文化振興と文化財制度

地域に根付いた食文化は、未来に継承すべき伝統文化の一つであり、また地域活性化にも資する文化資源です。しかしながら、生活様式の変化や担い手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、その継承が危ぶまれる状況にあります。

このため、文化審議会の下で食文化振興について検討を行い、今後郷土食などの食文化についても、文化財制度に基づきその保存・活用を推進すべき等の取りまとめが行われているところです。

3. 文化財制度に基づく保護の対象となる食文化

文化財制度では、

- ①衣食住に関する風俗慣習、民俗技術でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（民俗文化財）
- ②無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（無形文化財）

などを「文化財」としています。

食文化に関して言えば、たとえば、地域の自然環境や歴史を反映した特色ある郷土食の風俗慣習・食品加工等の技術や、長い歴史の中で料理人等により継承された芸術性のあるわざなどが「文化財」になり得ると考えられます。



4. 文化財制度による保護の効果

「指定」「記録選択」など保護の種類によって、その法的効果は異なりますが、それぞれの食文化を文化財として指定等することで、

①地元の人々に地域の食文化の価値を再認識してもらい、

②他地域からの関心も高まり、

食文化の継承につながることを期待されます。

また、食文化を活用した観光や住民間の交流促進などにより地域の活性化にも役立つことが期待されます。



NPO霧島食育研究会：「霧島・食の文化祭」家庭料理大集合コーナー

5. 国による食文化の「登録」について

文化財制度に関して、現在国会提出中の文化財保護法改正法案（2月5日閣議決定）では、無形の文化財について幅広く保護の対象とするため、既存の「指定」制度を補完する「登録」制度を創設することとしています。

「登録」制度が創設された際には、この制度も活用して、食文化の保護を進めていくことを検討しています。

6. 国による食文化の「登録」の流れ

食文化の「登録」に当たっては、文化庁が調査を行い文化審議会に諮問しますが、その際、文化庁の発意によるほか地方公共団体からの調査結果等も踏まえ登録候補の選定を行います。

地方公共団体が国による「登録」を希望される場合には、

① 地方公共団体においてそれぞれの食文化の文化的価値を調査

② ①をもとに、

ア) 地方公共団体での「登録」を経て、

イ) 文化財保存活用地域計画の策定を経て、

ウ) これらの過程を経ずに直接、（注2）

} 提案形式（注1）

国による「登録」について文化庁に提案・相談

③ ②をもとに、文化庁において登録候補を選定

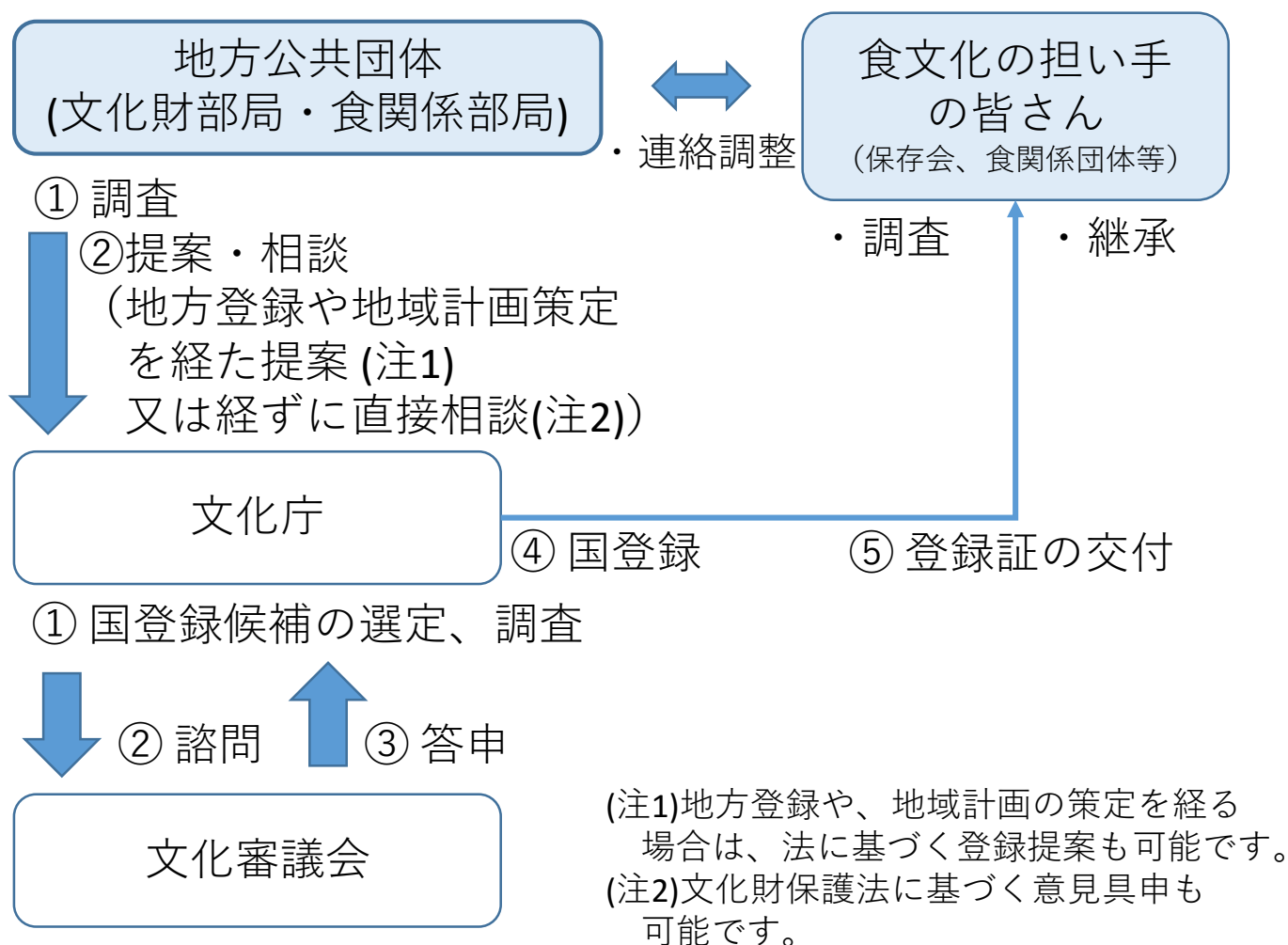
する流れになります。次ページのフローチャートをご参照ください。

（注1）改正法案では、地方公共団体による「登録」が制度化され、地方公共団体が「登録」した文化財については、国による「登録」を「提案」できることとしています。また、文化財保存活用地域計画の策定過程で調査・把握した、文化財の登録提案も可能です。

（注2）文化財保護法に基づく「意見具申」をいただくことも可能です。

(参考) 地方公共団体が、地域の食文化について、
国による文化財登録を希望される場合の流れ
(イメージ)

※調査を開始される前に、まず一度、文化庁にご相談ください。



※このほか、文化庁の発意により、登録候補を選定・調査し、文化審議会に諮問を行うことも予定しています。この場合も、登録に当たっては、関係する地方公共団体のご意見を伺わせていただきます。

※現在詳細を検討中であり、また、法案の成立を前提とした内容であることにご留意ください。

○地方公共団体が、食文化の調査に取り組まれる場合には、次の補助事業がご活用できます。

1. 民俗文化財調査費国庫補助事業（郷土食調査）

※令和元年10月7日元文一第129号文化財第一課長通知をご参照ください。

- ① 補助対象：郷土食とその調理・製造等の技術についての調査
- ② 事業主体：都道府県（文化財保護行政担当部局）
- ③ 補助率：1/2

2. 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業

- ① 補助対象：特色ある食文化の調査（文化的価値の明確化）
※食文化の保護継承、発信等の取組を含む。
- ② 事業主体：地方公共団体等
- ③ 補助率：定額

○調査に当たって、専門的知見を有する研究機関・有識者等をお探しの場合は、ご相談ください。

○文化財保護法に基づく食文化の保護は、新たな取組です。
地方公共団体の皆さまと相談しながら、取組を進めていきたいと思っておりますので、ご関心がございましたら、お気軽にご連絡ください。

お問合せ先：文化庁食文化担当（03－6734－4846）